

支援の事例

Aさん（40代男性） 家族も含めた包括的な支援

妻と中学2年生の娘の3人暮らしのAさんは不況のため長年勤めた飲食店を解雇され、アパートの家賃支払いが苦しくなり、悲観的になって仕事を探す意欲も湧きません。妻は家計を支えるためにパートを掛け持ちしています。長女は中学入学後、次第に勉強についていけなくなり、学校を休みがちになり、最近では夜遊びも増えていました。

Bさん（20代女性） 他制度を活用した複合的な支援

両親が早逝し、兄弟もいないBさんは大学卒業後、IT関連会社で正社員として働いていましたが、業績悪化によりリストラされました。その後に就いた派遣の仕事も解雇され、貯金を取り崩しながら求職活動を続けても仕事が決まらず、ついに家賃が払えなくなってアパートを退去することになりました。Bさんは、なんとか一人で生活を立て直したいと言って相談に訪れました。

相談支援員による課題の分析・評価、プランの作成

Aさんは自信を失っていましたが、家族のために働かなければならないという気持ちは残っていました。案内のあった住居確保給付金の手続きをして、家賃補助を受けながら求職活動を行い、調理補助の仕事に就くことができました。Aさんの就職後、パートを減らす余裕ができた妻は長女と過ごす時間を持つようになり、長女は生活習慣が少しずつ改善され学校へ通うようになりました。学習支援会にも参加し、進学意欲が高まっています。

Bさんは貯金がなくすぐにアパートを借りることはできませんでした。そこで案内のあった一時生活支援事業（シェルター）を利用し、当面の宿泊場所を確保しました。Bさんはシェルター入所後、就労支援員による支援を受けて仕事が決まり、アパートを借りる費用を用意することができました。その後も今後の生活に備えて貯金をしたいと希望し、家計改善支援事業を利用しています。

中区くらしサポートセンター TEL082-545-8388

中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階
中区社会福祉協議会（中区事務所）内



まずは ご相談ください。 広島市くらし サポートセンター

【相談日時】
平日8時30分～17時15分

（土日・祝日、8/6、12/29～1/3は除く）
※FAX、Eメールは各センター共通
FAX:082-264-6413
Eメール:
kurasapo@shakyo-hiroshima-city.or.jp

東区くらしサポートセンター TEL082-568-6887

東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階
東区社会福祉協議会（東区事務所）内



南区くらしサポートセンター TEL082-250-5677

南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階
南区社会福祉協議会（南区事務所）内



西区くらしサポートセンター TEL082-235-3566

西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階
西区社会福祉協議会（西区事務所）内



安佐南区くらしサポートセンター TEL082-831-1209

安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階
安佐南区社会福祉協議会（安佐南区事務所）内



安佐北区くらしサポートセンター TEL082-815-1124

安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階
安佐北区社会福祉協議会（安佐北区事務所）内



安芸区くらしサポートセンター TEL082-821-5662

安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階
安芸区社会福祉協議会（安芸区事務所）内



佐伯区くらしサポートセンター TEL082-943-8797

佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階
佐伯区社会福祉協議会（佐伯区事務所）内



広島市くらしサポートセンター 利用のご案内



秘密厳守
相談無料

仕事が長続きしない、家賃が払えなくて困っている、
家族のことで悩んでいるなど、生活に悩みや不安を抱えている方は、一人で
悩まず、まずはご相談ください。
くらしサポートセンターでは、専任の相談支援員が、あなたと一緒に考え、
生活の安定と自立に向けたお手伝いをします。

対象：広島市内在住で、現在生活保護を受給されていない方

広島市

相談から支援までの流れ

相談支援員が包括的に相談に応じ、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的なプランを作成するなど、寄り添いながら自立に向けて取り組みます。

一人で悩まず、ご相談ください

- まずは、電話・Eメール・FAX等でご連絡ください。
- 就労や住まい、心身の問題など、相談者本人や家族が抱えている問題を相談支援員が幅広く伺います。必要に応じて、訪問することもできます。



相談内容から適切な対応を判断します

- 相談者だけでなく世帯を取り巻く状況や、問題の背景などについて、相談者と相談支援員が話し合いながら理解を深めます。
- 相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探します。
- 相談内容によって、くらしサポートセンターで対応するか、他の関係機関や制度につなぐかを判断します。
- 他の関係機関へつなぐ場合は、同行するなど確実におつながします。



相談者と一緒に自立への計画を立てます

- 相談者の思いを尊重しながら、相談者の行動や必要な支援が計画的に行われるように、自立に向けた支援計画(プラン)案を相談者と一緒に作成します。
- 支援計画(プラン)案を、広島市や支援に関わる関係者を交えた「支援調整会議」で検討し、最終的なプランを決定します。



自立に向けて相談支援員が伴走します

- 決定したプランに基づいて、他の制度や各種関係機関と連携し、寄り添いながら自立に向けた継続的な支援を行います。
- プランに沿った支援が行われているか定期的に把握し、必要に応じて調整します。



自立

くらしサポートセンターは、他の専門機関と連携しながら 就労 住居 家計管理 こどもの学習 等を包括的にサポートします。

相談者の抱えている様々な課題を分析・評価し、一人ひとりの状況に合わせて、必要な支援を組み合わせる実施します。一部の支援メニューには収入・資産等の要件があります。

就労サポート事業



きめ細かな就職支援

就労経験が乏しかったり柔軟な就労形態が必要であったりと、求職活動にきめ細かな支援が必要な方に、くらしサポートセンターの就労支援員が履歴書の作成指導や面接の練習、その方に合った求人紹介など就職活動をサポートします。また、就職後のフォローも行います。

ハローワークと連携した就労支援



担当者制による早期就労の実現へ

就労に向けた準備が一定程度整っているものの、就職活動をしてもなかなか採用に至らない方に対し、各区役所内に設けたハローワークの担当者が相談に応じ、履歴書の作成指導など一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

就労訓練事業



働くことへの自信を養います

働くことに不安を抱え、すぐには一般就労が困難な方に、市が認定した事業所で就業時間や仕事内容を調整するなど、その方に合った就労の機会を提供しながら、一般就労に向けた訓練を行います。

就労準備支援事業

※収入・資産要件あり



社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、まずは日常生活と社会生活の自立を目指して、一定期間プログラムに沿った支援を行います。

住居確保給付金の支給



※収入・資産要件、支給上限額あり

家賃相当額、転居費用相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、現在より家賃の低い物件に転居する場合など、家計全体の改善につながる転居に対し、転居費用相当額を支給します。

居住支援事業

※収入・資産要件あり



緊急的な宿泊場所等の提供

住居をもたない方やネットカフェ等の不安定な居住形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供することにより、安定した生活を営めるように支援を行います。

家計改善支援事業



家計の立て直しをアドバイス

家計状況を「見える化」して根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や法テラス等関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付制度の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

こどもの学習支援



こどもの明るい未来をサポート

原則小学校4年生から高校生までの児童・生徒を対象として、社会人や大学生によるマンツーマンまたは少人数制による学習支援を行い、基礎学力の定着等を図ります。